



# 埼玉県報

第 498 号  
令和 6 年(2024 年)  
3 月 15 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 企業版ふるさと納税支援サービスを利用して納付される寄附金の指定収納事務委託に関する告示（計画調整課）
- 企業版ふるさと納税支援サービスを利用して納付される寄附金の指定納付受託者の指定（計画調整課）
- 行政書士の処分（市町村課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 令和 6 年度における物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（入札審査課）
- 彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設整備事業に係る中止の届出（環境政策課）
- 蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 所沢都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 草加都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 志木都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- 北本都市計画事業の認可及び事業計画の変更の周知（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 桶川都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 春日部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 越谷都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 越谷都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 坂戸都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）

- 幸手都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出（市街地整備課）
- 和光市白子三丁目中央土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示（建築安全課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 春日部都市計画下水道事業春日部公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道久喜騎西線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定（文化資源課）
- 令和6年3月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

## 正誤

- 埼玉県告示第209号中訂正（建築安全課）

# 告示

## 埼玉県告示第二百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
企業版ふるさと納税支援サービスを利用して納付される寄附金の収納事務	東京都品川区東品川二丁目三番十一号 株式会社JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎	令和六年二月二十日から令和六年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる寄附金の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 寄附金、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

寄附金	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
企業版ふるさと納税支援サービスを利用して納付される寄附金	東京都品川区東品川二丁目三番十一号 株式会社JTB 代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎	令和六年二月二十日 から令和六年三月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年二月二十日

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十七号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条第二号の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 処分を受けた行政書士

イ 氏名

中野 美春

ロ 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市原馬室三千五百四十番地

ハ 登録番号

第〇〇一三〇〇一八号

#### 二 処分をした年月日

令和六年三月八日

#### 三 処分の内容

三月間の業務の停止（令和六年三月十五日から令和六年六月十四日まで）

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十八号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

深谷市	令和四年度	地籍図八枚	深谷第四十三地区（東方の一部）	令和六年三月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十九号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

川越市	令和四年度	地籍図八枚	南古谷第六地区	令和六年三月
	令和五年度	地籍簿一冊	（大字木野目の十二日 一部）	

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和六年度において県が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和四年埼玉県告示第七百四十七号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。



## 告 示

### 埼玉県告示第百三十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第二十九条第一項の規定により、行田市から次のとおり都市計画対象事業を中止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同条例第二十三条第三項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 都市計画対象事業の名称

彩北広域清掃組合一般廃棄物処理施設整備事業

#### 二 中止年月日

令和四年三月三十一日

#### 三 中止の理由

一部事務組合（鴻巣行田北本環境資源組合）によるごみ処理施設整備事業の白紙解消のため。

#### 四 都市計画対象事業の実施区域の現況

仮囲いの設置

#### 五 中止後の措置

令和四年四月一日に行田羽生資源環境組合を設立し、新ごみ処理施設整備事業に移行した。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十二号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス桶川朝日店

埼玉県桶川市朝日一丁目十三番二 外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年二月二十九日

二 縦覧期間

令和六年三月十五日から令和六年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十五日から令和六年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口中青木店

埼玉県川口市中青木二百六十八番一外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

埼玉栄不動産株式会社 代表取締役 飯塚元一

埼玉県川口市前川一丁目一番七十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜西区みなとみらい六丁目三番六号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和七年三月三十一日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百四十一平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一三三・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五三・六二立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時三十分から午後九時三十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年三月五日

二 縦覧期間

令和六年三月十五日から令和六年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十五日から令和六年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十五号

令和四年埼玉県告示第七百八十六号で公示した公共測量は、令和六年二月二十九日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十六号

令和五年埼玉県告示第八百三十七号で公示した公共測量は、令和六年二月二十一日終了した旨測量計画機関である皆野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕



## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十七号

令和五年埼玉県告示第九百八号で公示した公共測量は、令和六年二月二十一日終了した旨測量計画機関である羽生市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告示

### 埼玉県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成十七年関東地方整備局告示第五十号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第七十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県川越市旭町二丁目十三番地六

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成十七年関東地方整備局告示第五十号所沢都市計画道路事業三・三・一号飯

能所沢線

#### 四 事業施行期間

平成十七年二月十八日から令和十一年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成十五年関東地方整備局告示第四十二号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第七十一号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成十五年関東地方整備局告示第四十二号草加都市計画道路事業三・三・三号  
草加三郷線及び三・三・四号浦和東京線

#### 四 事業施行期間

平成十五年二月十八日から令和十一年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

平成十五年関東地方整備局告示第四十二号、平成二十一年関東地方整備局告示第四百十号、平成二十六年関東地方整備局告示第二百二十九号及び平成三十一年関東地方整備局告示第四百十二号の事業地のうち草加市谷塚上町地内において事業地を変更する。

##### ロ 使用の部分

平成十五年関東地方整備局告示第四十二号、平成二十一年関東地方整備局告示第四百十号、平成二十六年関東地方整備局告示第二百二十九号及び平成三十一年関東地方整備局告示第四百十二号の事業地に草加市谷塚上町地内を加える。

## 告示

### 埼玉県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成三十年関東地方整備局告示第二十八号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第七十一号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県朝霞市浜崎六百七十八番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成三十年関東地方整備局告示第二十八号志木都市計画道路事業三・四・三中

中央停車場線

#### 四 事業施行期間

平成三十年二月十三日から令和十一年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

なし

## 告示

### 埼玉県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成十五年関東地方整備局告示第二百二十八号）及び同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和六年関東地方整備局告示第七十三号）があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

埼玉県

#### 二 事務所の所在地

埼玉県北本市東間三丁目百四十三番地

#### 三 都市計画事業の種類及び名称

平成十五年関東地方整備局告示第二百二十八号北本都市計画道路事業三・四・

七号仲仙道

#### 四 事業施行期間

平成十五年六月十七日から令和九年三月三十一日まで

#### 五 事業地の所在

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第二百五十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十二年二月二十六日から令和十三年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十八号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成十九年十月五日から令和八年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第二百八十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十八年三月四日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし



## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第百七十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成三十一年三月一日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第二百三十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成三十一年三月十九日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第三百九十八号で告示した桶川都市計画道路事業（桶川市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十六年三月十八日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第四百四十七号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

平成二十八年埼玉県告示第四百四十七号及び令和三年埼玉県告示第二百八十一号の事業地のうち埼玉県春日部市粕壁三丁目地内において事業地を変更する。

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十六年埼玉県告示第千六百五号で告示した越谷都市計画道路事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 事業施行期間

平成十六年八月十日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千五十号で告示した越谷都市計画道路事業（越谷市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十四年七月二十七日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第七百九十号で告示した坂戸都市計画道路事業（坂戸市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十六年五月二十七日から令和八年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

平成二十六年埼玉県告示第七百九十号及び令和二年埼玉県告示第二百四十一号の事業地のうち埼玉県坂戸市関間四丁目地内において事業地を変更する。

##### ロ 使用の部分

変更なし

## 告 示

### 埼玉県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第八百八十号で告示した幸手都市計画道路事業（宮代町施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 事業施行期間

平成二十九年八月四日から令和十一年三月三十一日まで

#### 二 変更に係る事業地

##### イ 収用の部分

変更なし

##### ロ 使用の部分

変更なし



# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二三―一五―〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間市大字中神字新狭山九百八十二番の一部外十筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百七十八・六三立方メートル

浸透効果量 〇・〇七五〇三立方メートル毎秒

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により和光市白子三丁目中央土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

（退任した理事の氏名及び住所）

榎 本 俊 夫 埼玉県和光市白子三丁目十番二号

小 宮 脩二郎 埼玉県和光市白子三丁目十番九十号

（就任した理事の氏名及び住所）

榎 本 真智子 埼玉県和光市白子三丁目十番二号

鳥 井 俊 之 埼玉県和光市白子三丁目十一番二十二号

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

### 四 事務所所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目十五番四号

### 五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

### 六 変更の内容

第六条中の事務所所在地を「埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号」から「埼玉県和光市下新倉二丁目十五番四号」に変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和六年三月十五日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県深谷市仲町十一番一号

深谷市長 小島 進

ロ 敷地の位置

埼玉県深谷市仲町五百三十六番一他七筆

ハ 建築物の用途

児童館、幼稚園及び工場（共同給食調理場）

二 意見の聴取の期日

令和六年三月十九日（火）

午前十時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県深谷市仲町十一番一号

深谷市役所 会議室 3-1

# 告 示

## 埼玉県告示第百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 分流区域

#### (1) 汚水

- (一) 収用の部分  
変更なし

#### (二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千八百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第百六十号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千八百五十四号、昭和

六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一  
号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三  
百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第二  
百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八  
百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第  
九百三号、平成四年埼玉県告示第九百四号、平成四年埼玉県告示第千七百  
九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第千  
七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第  
六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第千  
七百八十四号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告  
示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉  
県告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼  
玉県告示第五百六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二年  
埼玉県告示第千百六十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平成  
十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、  
平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十  
四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第  
千三百二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告  
示第四百九十一号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十二  
年埼玉県告示第千八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平成  
二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十  
一号、平成三十年埼玉県告示第百八十五号、平成三十一年埼玉県告示第二  
百五十四号、令和三年埼玉県告示第四百二十五号、令和四年埼玉県告示第  
三百十号、令和五年埼玉県告示第三百十一号の事業地のうち、埼玉県さい  
たま市西区西大宮四丁目、大字清河寺字東谷及び字須場、北区日進町三丁  
目において事業地を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分  
変更なし

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百七十七号で告示した春日部都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

春日部市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画下水道事業春日部公共下水道

### 三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十六日から令和七年三月三十一日まで

### 四 変更に係る事業地

#### イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

#### ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし



## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
羽生市大字桑崎三九二番一地从先から 同市大字本川俣七五〇番一地从先まで	供用開始の区間
令和六年三月十六日 (午前十時)	供用開始の期日
令和五年九月八日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第二十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一八七一・四四メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 久喜騎西線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市大室字大宮一四番三地从 先まで 加須市正能字弁天六五一番一地从 先まで	加須市常泉字見竹四三番一地从 先まで 加須市正能字弁天六五一番一地从 先まで	加須市大室字大宮九二〇番一地从 先まで 加須市正能字寺前五七六番一地从 先まで	加須市常泉字立野五三一番一地从 先まで 加須市正能字寺前五七六番一地从 先まで	区 間
六・三〇〇 一九・七五	六・三〇〇 一八・二一	六・五二〇 一六・五一	六・五二〇 一六・五一	敷地の幅員 (メートル)
七〇五〇・八八	四七二〇・一三	五〇三一・九二	二八二七・一二	延 長 (メートル)
				備 考  旧Bの区域から除外する部分は 県道加須菖蒲線として存置する。

## 告 示

### 埼玉県教委告示第九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年三月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年三月二十一日 午後三時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について

ハ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

ニ 公文書部分開示決定処分に係る審査請求事案の裁決について

ホ 埼玉県いじめ問題調査審議会委員の任命について

へ その他

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和六年三月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

種類	名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者 (管理者)
彫刻	木造阿弥陀如来立像 附 光背 一 躯	埼玉県熊谷市桜木町 二丁目三十三番地二 (埼玉県熊谷市代九 百四十四番地)	宗教法人 東善寺
古文書	稻生家文書 千九百七十点	埼玉県さいたま市浦 和区高砂四丁目三番 十八号(埼玉県坂戸 市大字多和目八百三 十二番地)	稻生正幸
考古資料	小敷田遺跡出土木簡 十点 附 第九十七号土坑出土土器 十五点 第一百五号土坑出土土器 二十三点	埼玉県熊谷市船木台 四丁目四番地一	埼玉県
歴史資料	稻生家資料 百六十九点	埼玉県さいたま市大 宮区高鼻町四丁目二 百十九番地	埼玉県 (埼玉県 立歴史と 民俗の博 物館)

# 告示

## 埼玉県選管告示第六号

令和六年三月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年三月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、九八七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六八、六六七人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六九、六二九人
南第二区 川口市	一四七、四八五人
南第三区 さいたま市西区	二六、三二二人
南第四区 さいたま市北区	四一、九一三人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、五二二人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、九九五人
南第七区 さいたま市中央区	二八、八二八人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八七九人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、一五九人
南第十区 さいたま市南区	五二、九〇〇人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、九七〇人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五五八人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九五三人
南第十四区	桶川市	二一、一四八人
南第十五区	北本市	一八、九一四人
南第十六区	鴻巣市	三三、二八五人
南第十七区	志木市	二一、〇二二人
南第十八区	新座市	四五、八三七人
南第十九区	蕨市	一九、八四〇人
南第二十区	戸田市	三七、五〇九人
南第二十一区	朝霞市	三九、五一三人
南第二十二区	和光市	二三、二九六人
西第一区	所沢市	九七、〇六〇人
西第二区	入間市	四一、〇五六人
西第三区	飯能市	二二、三四六人
西第四区	狭山市	四二、四九七人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四一、九八三人
西第六区	富士見市	三一、三七八人
西第七区	川越市	九七、八二四人
西第八区	日高市	一五、四一三人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、五八〇人
西第十区	坂戸市	二七、七六〇人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七八四人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、九一二人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、五一九人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	二七、二四九人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、三九一人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、七〇〇人
北第四区	熊谷市	五四、二二六人
東第一区	行田市	二二、二八四人
東第二区	羽生市	一四、九八四人
東第三区	加須市	三一、四二六人
東第四区	久喜市	四二、五五五人



東第五区 蓮田市  
東第六区 白岡市・宮代町  
東第七区 春日部市  
東第八区 越谷市  
東第九区 八潮市  
東第十区 三郷市  
東第十一区 幸手市・杉戸町  
東第十二区 吉川市・松伏町

一七、五四七人  
二四、二六三人  
六五、六七一人  
九五、三二五人  
二五、三七四人  
三八、六二四人  
二六、六五二人  
二七、七八六人

正 誤

埼玉県告示第二百九号（令和六年三月八日第四百九十六号）中訂正

ページ 表中 行

三 変更後 前から一

誤

中央区本町三丁目四番十五号

正

中央区南本町三丁目四番十五号